

主要施策名:(2)環境保全への意識啓発

事務事業本数:4

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業 コード	事務事業	所管課
①自然と暮らしを 守るふるさとづくり	(2)環境保全へ の意識啓発	(2)環境保全活動の 支援	122-1	環境美化推進事業	環境整備課
		(4)温暖化の防止	124-1	地球温暖化対策事業	環境整備課
		(1)環境保全意識の 向上	121-1	環境基本計画推進事業	環境整備課
		(3)公害の防止	123-1	公害防止対策事業	環境整備課

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	環境美化推進事業		所管課 【2】	環境整備課		
			作成者(担当者)	宮田 正文		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①自然と暮らしを守るふるさとづくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(2)環境保全への意識啓発				
	施策区分	(2)環境保全活動の支援				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					□ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 玉名市環境美化に関する条例 】					
	☒ その他の計画【 玉名市環境行動指針 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 4 項 1 目 4 細目 1

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶たず、イヌ等のふんや野良ネコに関する苦情も寄せられ、環境悪化につながっている。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民、事業所
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	市民の環境に対する意識啓発に努め、不法投棄がなく、ペットマナーを高め、小動物と共存した、清潔で快適な生活環境の実現を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度 】	【 H17 年度から 】	【 年度～ 年度まで 】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・菊池川・裏川及び繁根木川の清掃作業を定期的に行っている団体に対し報償費を支給する。 ・年1回環境美化行動の周知を図り市民に対し居住区域の清掃活動参加を促進している。 ⇒ 【15】 事務事業を構成する細事業(2)本 ① 河川清掃推進事業 ② 環境美化活動支援事業 ③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	100	100	100	102	0
		【16】 小 計	100	100	100	102	0
	職人件費	職員人工数	0.04	0.01	0.01	0.01	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	209	54	56	56	
	合 計		309	154	156	158	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 河川清掃推進事業	河川清掃活動を行う団体に報償費を交付する。	団体活動回数	回	18	17	20	18
② 環境美化活動支援事業	各行政区や団体等の環境美化活動に対しボランティアごみ袋の配布等の支援を行う。	参加団体数	団体	41	56	54	40
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	清掃活動参加人数	環境美化行動・クリーン作戦への延べ参加人数	人	5500 375	5500 447	5500 434	—
2	清掃活動ごみ回収数	クリーン作戦で回収したごみの量	t	5.00 0	5.00 0	5.00 0	—

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 市環境美化に関する条例により、市が必要な施策を実施する必要があるため。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 目的を達成するためには、地道に継続して取り組んでいく必要があるため。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 市民の環境美化に対する意識が低下するおそれがあるため。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 成果指標の未達成の要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響によりクリーン作戦を中止したため。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☐ 適当 ☒ 不適当 行政主導から各行政区の自主的な活動へ移行する時期に差し掛かっており、細事業の構成を変更する必要があるため。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 地元実施団体への清掃作業報償費であるため。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 現状のところ検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 地元実施団体への清掃作業報償費であるため。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似する事務事業はないため。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 特定のものに対する受益行為ではないため。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 市民の日頃からの環境美化及びごみ分別や減量化に関する意識を高めるため、広報記事等での周知やごみ分別の相談等に対応しながら、引き続き住みよいまちづくりを推進していく。なお、環境美化・クリーン作戦の開催については、行政主導から各行政区独自(旧玉名市・旧天水町)の取組として執行方法の改善を検討していく。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 新型コロナウイルス感染症対策のため、全市一斉の環境美化・クリーン作戦実施は見送ったが、地域独自で実施される清掃活動に対してはボランティア袋を配布し、日頃からの美化活動継続を啓発した。なお、環境美化・クリーン作戦開催を行政主導から各行政区独自の取組としての検討については、令和5年度は見送った。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	市民の日頃からの環境美化及びごみ分別や減量化に関する意識を高めるため、市広報紙等での周知やごみ分別の相談等に対応しながら、引き続き住みよいまちづくりを推進していく。なお、環境美化・クリーン作戦の開催については、行政主導から各行政区独自の取組として執行方法の改善を検討していく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	6月の環境月間に地域における自主的な活動を促し、環境美化行動を実施される地域や団体等に対し、市より無料のボランティア袋を交付する等の支援を行うことで市民の皆さんの自助、共助の精神に対する意識を醸成していく必要がある。	評価責任者 西川 慶一郎
----------------------	--	-----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	地球温暖化対策事業		所管課【2】	環境整備課						
			作成者(担当者)	富田享助						
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①自然と暮らしを守るふるさとづくり					重点 施策【4】 ☐ 該当			
	主要施策(節)	(2)環境保全への意識啓発								
	施策区分	(4)温暖化の防止								
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	■ 市長公約 ■ 法令、県・市条例等【改正省エネ法、改正温対法、市地球温暖化対策の推進に関する要綱】 ■ その他の計画【市地球温暖化対策実行計画】 ☐ 該当なし									
事業区分 【6】	■ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業 ☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務									
	会計区分【7】■ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【】									
			款	4	項	1	目	4	細目	9

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	2015(平成27)年に採択されたパリ協定に基づき、国の温暖化対策計画では、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比で40.0%削減と定められ、2021年には目標値が46%、さらに50%を目指すとした。県においても同等の計画を策定している。市においても、国や県の計画に準ずる取組を実施する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市、市民、事業者、温室効果ガス排出量
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	市の計画(事務事業編)においては、市関係施設等の温室効果ガスの排出量の削減を図る必要があり、現状40%の目標値であるが令和6年度の計画見直し時に国や県の計画に準じる目標値に改定する予定である。また、区域施策編についても、熊本市を中心とする熊本連携中枢都市圏の関係市町村で策定された地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に参加することとし、計画改定の準備期間(令和6年度～7年度)から取組を進めるとともに、市民、事業者の温暖化防止への意識向上を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ 【年度】 ☒ 単年度繰返し 【H17年度から】 ☐ 期間限定複数年度 【年度～年度まで】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【】		
事務事業の具体的内容 【14】	市各課から温室効果ガス排出量をとりまとめ、2030年度までに2013(平成25)年度比で40.0%の温室効果ガスの削減を目指す取り組みを実施。また、玉名地球温暖化対策地域協議会と連携し、市民・事業者等への啓発活動を推進する。		【15】 事務事業を構成する細事業(5)本
			① 地球温暖化対策啓発事業
			② 地球温暖化対策実行計画推進業務
			③ 改正省エネ法・改正温対法エネルギー管理業務

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	497	0	0
		一般財源	0	14	88	5,251	0
		【16】 小 計	0	14	585	5,251	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.00	0.00	0.60	0.60	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	0	3,332	3,381	
	合 計		0	14	3,917	8,632	

【18】

《事務事業の成果》 【19】

《事務事業の評価》

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

■ 評価責任者記入欄 ■

評価責任者(課長)の所見	事務事業編におけるCO2の削減には、意識醸成の啓発及び実践とともに管理施設への省エネ設備等の導入が不可欠であるため、計画見直し時においても、大規模改修時に再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を引き続き推進していく。また、区域施策編については、令和8年に策定予定の熊本連携中核都市圏における計画策定に参加するため、排出量調査等を実施するとともに、CO2削減に向けた住民への啓発にも取り組んでいく。	評価責任者
【26】		西川慶一郎

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	環境基本計画推進事業		所管課 【2】	環境整備課		
			作成者(担当者)	岡本尚師		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①自然と暮らしを守るふるさとづくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(2) 環境保全への意識啓発				
	施策区分	(1) 環境保全意識の向上				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 玉名市環境基本条例 】					
	☐ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☐ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☒ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					
款 4 項 1 目 4 細目 13						

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	良好で快適な環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「玉名市環境基本条例」に基づき、環境分野における総合的な計画である「玉名市環境基本計画」を策定し、市域における環境保全意識の向上を図る必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市、市民、事業者
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	「玉名市環境基本計画」を広く周知し、市、市民、事業者が協力・協働して各環境分野に掲げる目標の達成に向けた行動・取組を推進することで、市域における環境保全意識の向上につなげる。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 R5 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☒ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	「環境基本計画」の策定及び推進と進捗管理		
	【15】 事務事業を構成する細事業(2)本		
	⇒ ①	環境基本計画進捗管理業務	
	②	第2次環境基本計画後期計画策定業務	
	③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	0	0	5,361	743	0
		【16】 小 計	0	0	5,361	743	0
	職人件費	職員人工数	0.00	0.00	0.55	0.55	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	0	0	3,055	3,099	
	合 計		0	0	8,416	3,842	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 環境基本計画進捗管理業務	環境に係る事務事業を市民参加により評価し、見直しを図る。	環境政策アセスメントの実施	回	1	1	1	***
② 第2次環境基本計画後期計画策定業務	「第2次玉名市環境基本計画」の中間見直しを行う。令和5年度に計画を改定し、令和6年度に改定した計画の概要版を市域に配布する。	環境基本計画概要版の周知世帯	戸	***	***	***	26500
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	R03目標	R04目標	R05目標	R06目標
			R03実績	R04実績	R05実績	
1						
2						

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☐ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない		
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☐ 必要なし ☐ 必要あり		
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☐ 影響あり		
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☐ 未達成		
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☐ 適当 ☐ 不適当		
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	第3次計画策定時のイニシャルコストの低減方法を模索していく。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	市民アンケート調査等の調査方法の簡素化、デジタル技術の導入を検討する。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	可能であれば積極的に検討していく。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似する事業はない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☐ 余地なし		

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
	社会情勢や環境行政を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、第2次環境基本計画において計画期間の中間年次にあたる令和5年度に計画の見直しを行った。		
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
	今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容 環境保全に関する情報発信に注力し、環境保全への意識高揚を図りつつ計画を推進していく。進捗管理にデジタル技術を取り入れることで活きた情報収集に努めていく。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	自然環境、生活環境、地球環境などを保全していくためには、市、市民、事業者等の協働は欠かすことができない。それぞれが役割を理解し、環境に負担を与えない行動を実践していく必要がある。各主体が環境保全に関する役割を認識し、行動に移せるような周知啓発に努めていく。	評価責任者 西川慶一郎
----------------------	--	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	公害防止対策事業		所管課 【2】	環境整備課		
			作成者(担当者)	松野宏昭		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①自然と暮らしを守るふるさとづくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(2)環境保全への意識啓発				
	施策区分	(3)公害の防止				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					☐ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 騒音・振動規制法、悪臭防止法、熊本県生活環境の保全等に関する条例 】					
	☒ その他の計画【 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款 4 項 1 目 5 細目 1

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	悪臭、騒音、振動などの市民の生活環境を脅かす苦情や突発的に油の流出事故発生への対応が行政に求められる。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民、事業者、公害苦情、油流出事故
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	市民からの苦情や事故に適切に対応し、その解決を図り市民への公害被害を防止する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	快適な市民生活を脅かす様々な公害の苦情申し立てがあった場合、速やかに情報収集に努め、迅速な対応をもってその不安を解消する。 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び関連 県条例に定める各種届出書の速やかで適正な届出を促す。		【15】 事務事業を構成する細事業(8)本
			① 公害苦情処理業務
			② 水質事故対策業務
			③ 騒音・振動に関する届出業務

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	93	94	94	94	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	2,190	2,800	2,657	3,361	0
		【16】 小 計	2,283	2,894	2,751	3,455	0
	職人 員の 費	職員人工数	1.30	1.10	1.00	1.00	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	6,790	5,972	5,554	5,635	
	合 計		9,073	8,866	8,305	9,090	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 公害苦情処理業務	苦情申立による現場確認や指導を行う。	対応件数	件	10	8	14	5
② 水質事故対策業務	事故発生時の油回収や中和作業で被害拡大を防ぐ。	対応件数	件	7	2	3	3
③ 騒音・振動に関する届出業務	騒音・振動等に関する届出書受付や指導を行う。	届出件数	件	67	63	47	55

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	公害苦情解決率	当該年度の公害苦情解決件数/当該年度の苦情対応件数	%	100 88	100 80	100 88	100
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要妥当性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 法令に基づき市が実施すべき事業である。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 公害苦情が恒久的になくなる見込みはない。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 市民の安心安全な生活がおびやかされるおそれがある。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成 相談に対する事実確認がはっきりできず指導等まで至らなかった。
	【細事業の適当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 現状以上の細事業はない。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 消耗品の使用は最小限とし、資機材も使用不能になるまで使うなど努力している。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり デジタル計測器等を整備しており、必要に応じてアップデートしている。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 市職員で測定できない場合に備え、調査委託料を予算化している。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 類似の事業はない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 公害等の原因者が負担すべきものは負担させている。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容)
	引き続き、関係省庁と協力・連携を図りながら、迅速に対応していくとともに、時期的に注意喚起が必要な事柄については、公害等の事前防止のため広報等を積極的に行っていく。
今後の方向性 【25】	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	公害等相談内容に対して、必要に応じて関係機関と積極的に連絡を取り合い、迅速な対応につなげた。また、油流出事故防止のため広報たまな11月号で注意喚起に努めた。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	引き続き、関係省庁と協力・連携を図りながら、迅速に対応していくとともに、時期的に注意喚起が必要な事柄については、公害等の事前防止のため広報等を積極的に行っていく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	騒音、振動、悪臭などの典型7公害から住民の身近な暮らしを守るため、環境基本法及び公害関係法令に基づき事業を行う必要がある。また、苦情発生時は事実関係の調査を行い、県等の関係機関と連携し公害が認められた場合は、発生源者に対して行政指導、改善措置等の助言を行い解決を図っていく。	評価責任者 西川慶一郎
----------------------	---	----------------